

## 船舶事故調査報告書

平成23年12月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	転覆
発生日時	平成23年6月22日 02時50分ごろ
発生場所	北海道森町砂原漁港西北西方沖 砂原港北防波堤灯台から真方位300° 2,000m付近 （概位 北緯42° 08.2′ 東経140° 40.0′）
事故調査の経過	平成23年6月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三 <sup>たいよう</sup> 太陽丸、5.6トン HK2-19591（漁船登録番号）、個人所有 13.40m（Lr）×2.87m×1.01m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和60年6月27日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年3月28日 免許証交付日 平成22年6月25日 （平成28年3月27日まで有効） 甲板員 男性 52歳
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	主機等が濡損し、平成23年8月15日に解撤処理された。
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、砂原漁港西北西方沖のほたて貝養殖施設において、「ザブトン」と呼称する稚貝を収めた籠（以下「稚貝籠」という。）15個と下端に約200～300gのおもり1個を取り付けた幹綱が約30～40cm 間隔で取り付けられたけた綱を小型クレーンにより水面下約6～7mから引き上げ、右舷舷側の船首部及び船尾部にある「けたくり」と呼称する歯車状の係船具に掛け、さらに、船体が前後に移動しないようにけた綱を船体にロープで固縛したのち、稚貝籠の揚収作業を開始した。 甲板室右舷側の甲板上に立っていた甲板員は、船長が、小型クレーンとは別に備えた船体ほぼ中央部の伸縮ブーム付きクレーン（以下「クレーン」という。）の伸縮ブームの4段を全て繰り出して約8.5mに延ばし、仰角約75°としたクレーンブームの先端から吊り下げたフックにけた綱から外した幹綱10本（約300～600kg）を掛け、クレーンの船首側の甲板室の窓から室内に腕を入れて同室内に備えたレバーによりクレーンを操作して幹綱の下端がほぼブルワーク上縁と同程度になるまで吊り上

	<p>げ、クレーンブームを左舷側後部方向に振ったのち、稚貝籠を甲板上に降ろす位置決めのため、クレーンブームをわずかに左右に振っていたのを見た。</p> <p>甲板員は、船長が稚貝籠を左舷側後部甲板に降ろすのを待っていたが、船首方に僚船2隻のものと思われる灯火が見えたため、「ずいぶん早く帰港するものだ」と思いながら灯火を見ていたところ、02時50分ごろ瞬時に右舷側に転覆した。</p> <p>甲板員は、自力で船底にはい上がり、周囲が薄明るくなった03時50分ごろ、付近を通り掛かった漁船に救助された。</p> <p>甲板員を救助した漁船は、携帯電話で本船の所属漁業協同組合に事故発生を知らせ、同漁業協同組合は、ダイバー資格を持つ僚船乗組員に救助を依頼するとともに海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、転覆状態の本船の船首部付近から発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>船長の直接死因は溺水、直接死因の原因としてくも膜下出血と検案された。</p> <p>本船は、クレーン台船により引き上げられ、砂原漁港に陸揚げされた。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：波 ほとんどなし、水温 約15℃</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体に損傷を生じておらず、プロペラ点検口にも異常はなかった。</p> <p>本船は、操業中、作業灯により甲板作業に支障がない照明が確保されており、気象及び海象による船体動揺はほとんど生じていなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、幹綱を130本揚収する予定であった。また、本事故発生前に幹綱10本の稚貝籠を揚収し、操舵室左舷後部甲板上に積載したが、本船にほとんど傾斜は生じていなかった。</p> <p>本船のクレーンは、クレーンブームを4段延出して仰角約75°とした場合の定格荷重は約650kgであった。</p> <p>船長は、本事故前にも稚貝籠を甲板上に降ろす際、位置決めをするためにクレーンブームを左右に振ることがあった。</p> <p>本船とけた綱を固縛していたロープは、事故後も解けることはなく、船長の救助に当たったダイバーが切断した。</p> <p>船長及び甲板員は、いずれもキャップ形の帽子、カップ上下、ゴム長靴及びゴム手袋を着用し、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>甲板員は、船長の体調等に異常を感じていなかった。</p> <p>発見された船長は、外傷はなく、呼吸は停止しており、口から泡を吹いた跡があった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし 本船は、砂原漁港西北西方沖のほたて貝養殖施設において稚貝籠の揚収作業中、船長が、本船の右舷舷側で仰角約75°としたクレーンブームの先端から吊り下げたフックにけた綱から外した幹綱10本の稚貝籠（約300～600kg）を吊り</p>

		<p>上げ、船尾左舷側の甲板上に稚貝籠を積載しようとしてクレーンブームを左舷側後部方向に振ったのち、クレーンブームを左右に振って甲板上に降ろす位置決めをしていた際、転覆したものと考えられるが、転覆の状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、クレーンを操作中にくも膜下出血を発症した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、砂原漁港西北西沖のほたて貝養殖施設において稚貝籠の揚収作業中、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>	